平成２７年（フ）第６８号
長野県上田市上野353番地２
債務者　大塚　晴美
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１８４号
大津市御殿浜20番６号　モリタマンション210
債務者　芝田　　晃
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９５号
大津市萱野浦２番27号　ガイア萱野浦601、前住所大津市美空町２番５―403号
債務者　西居　魔子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２２号
滋賀県草津市青地町633番地３
債務者　奥村まゆみ（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２４号
滋賀県草津市笠山８丁目４番25号、住民票上の住所大津市粟津町２番63号　ＣＳ石山ビル602
債務者　荒堀　郁子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２７号
滋賀県湖南市下田913番地22
債務者　岩佐　貴文
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３０号
滋賀県湖南市菩提寺330番地150（202号）、前住所滋賀県湖南市菩提寺北６丁目５番５号
債務者　上村　壽重
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３１号
大津市関津６丁目16番12号
債務者　谷口　　学
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３５号
大津市里６丁目22番３号、住民票上の住所滋賀県守山市今浜町2533番地17
債務者　田中　　悟
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７３号
兵庫県姫路市大津区恵美酒町１丁目114番地サンコーポＢ202号
債務者　ローソン姫路魚町東店ことえび磨呂こと　玉谷　将成
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１７４号
兵庫県姫路市大津区恵美酒町１丁目114番地サンコーポＢ202号
債務者　お菓子の工房ガレユイットこと　玉谷なおみ
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２３０号
兵庫県姫路市下寺町125番地　リバーテック703号
債務者　宮本　一幸
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２３５号
兵庫県姫路市網干区津市場731番地１　県営姫路網干鉄筋３号棟308号室、従前の住所兵庫県姫路市余部区上余部126番地３
債務者　石原祐起子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第８７号
愛媛県新居浜市泉宮町２番241号
債務者　伊藤　仁美
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２０号
高知県室戸市室津2361番地10
債務者　宮本　福美
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係